工　事　設　計　書

課　長 所　長	係　長	照　査	設　計

年度　令和 8年度　　設計年月　令和　年　月　　工期　令和 9年 3月31日

事　業　名

工　事　名　土砂浚渫（疏水伏見地区）

工　事　場　所　京都市左京区新生洲町～伏見区堀詰町

工　事　価　格　　円

本　工　事　費　　円　　消費税等相当額　　円

積算基準	土木	植樹保険加入	不要

京都市　上下水道局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2026年10月	
歩掛適用年月	2026年10月	
基準適用年月	2026年10月	
単価地区	2601：Ⅰ地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	98:構造物工事（浄水場等）	
施工地域等補正	市街地	1.2
週休２日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	市街地	1.1
工期日数（熱中症補正）	0日間	
真夏日日数	0日間	
補正係数	補正なし	
熱中症補正	自動設定	
週休２日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	前払金対象外	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書（本01）

工事名	土砂浚渫（疏水伏見地区）	事業区分 工事区分	水道工事 土砂浚渫（疏水伏見地区）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要　国費／単費
土砂浚渫（疏水伏見地区）		式	1				
浚渫清掃工		式	1				
塵芥清掃工	塩小路橋～いものや橋、伏見新放水路	式	1				
塵芥集積工	散在塵芥収集　L=2.0km	千m2	70.1				
浚渫清掃工	冷泉制水門～塩小路橋	式	1				
疏水路清掃工	底版部、側壁部、天井部（ｶﾙﾊﾞｰﾄのみ）	m	3,221				
浚渫清掃工	塩小路橋～伏見上ダム	式	1				
疏水路清掃工	底版部、側壁部	m	4,915				
土砂集積工	松風橋、伏見上ダム	m3	50				
土砂積込工		m3	50				
土砂運搬工	土砂(岩塊・玉石混り土含む)　L=4.0km	m3	50				
土砂処分工		m3	50				
汚泥運搬工	汚泥　L=3.5km	m3	30				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	土砂浚渫（疏水伏見地区）	事業区分 工事区分	水道工事 土砂浚渫（疏水伏見地区）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要　国費／単費
浚渫清掃工	伏見下ダム～いものや橋	式	1				
疏水路清掃工	底版部、側壁部	m	580				
土砂集積工	伏見下ダム	m3	5				
土砂積込工		m3	5				
土砂運搬工	土砂(岩塊・玉石混り土含む)　L=4.0km	m3	5				
土砂処分工		m3	5				
汚泥運搬工	汚泥　L=3.5km	m3	5				
浚渫清掃工	伏見新放水路	式	1				
疏水路清掃工	底版部、側壁部	m	690				
交通管理工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員:B	人日	5				
直接工事費		式	1				

京都市

設計内訳書（本01）

工事名	土砂浚渫（疏水伏見地区）	事業区分 工事区分	水道工事 土砂浚渫（疏水伏見地区）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要　国費／単費
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

京都市

土砂浚渫（疏水伏見地区）

特　記　仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

１　共通事項

本仕様に記載のない事項については令和７年１２月版の「水道部施設課 作業一般仕様書（委託）」による。

なお、「水道部施設課 作業一般仕様書（委託）」は水道部施設課で配布する。

２　作業概要

本作業は、琵琶湖第１疏水（鴨川運河）及び伏見新放水路において、疏水路に堆積した土砂の浚渫及び清掃を行うものである。

３　作業場所

京都市左京区新生洲町～伏見区堀詰町

４　完成期限

令和９年３月３１日とする。

※現場作業は琵琶湖疏水の停水期間とし、例年１月上旬から３月中旬である。

５　作業内容

「工事数量総括表」のとおり。

６　作業計画書

作業に先立ち、作業手順や作業方法等についての作業計画書を監督員に提出しなければならない。また、作業計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該作業の着手前に変更作業計画書を監督員に提出しなければならない。

７　作業方法

（１）魚類・投棄物等の除去

受注者は、琵琶湖第１疏水停水後、直ちに、作業箇所の魚類、投棄物等の除去作業を行わなければならない。

なお、財布、運転免許証、携帯電話、ナンバープレート等の拾得物は、速やかに監督員へ連絡し、監督員の指示に従うものとする。

（２）冷泉制水門～塩小路橋

受注者は、開渠部の水路底面及び側壁に付着した塵、苔、藻類等をクマデ、金ブラシ、ホウキ等により入念に掻き落とすとともに、石積の雑草の刈取りを行う。

また、受注者は、暗渠部の天井、側壁、水路底面に付着した塵、苔、藻類等の除去を行う。

なお、刈り草、塵、苔、藻類等の塵芥は、監督員が指定する場所へ集積する。

（３）塩小路橋～伏見上ダム

受注者は、水路底面及び側壁に付着した塵、苔、藻類等をクマデ、金ブラシ、ホウキ等によ

り入念に掻き落とし、堆積した苔、藻類、ごみ等は、監督員が指定する場所へ集積する。

また、受注者は、水路底面に堆積した土砂を松風橋付近または伏見上ダムまで集積後、十分に乾かしたのち、指定する場所へ搬出・処分を行う。

また、堆積汚泥については、指定する場所へ搬出する。

なお、受注者は、伏見上ダムにある疏水事務所の船を、雨水が入らないようにブルーシートで覆うものとし、船の設置場所やブルーシートで覆う時期については、監督員と協議するものとする。

（4）伏見下ダム～いものや橋及び伏見新放水路

受注者は、水路底面及び側壁に付着した塵、苔、藻類等をクマデ、金ブラシ、ホウキ等により入念に掻き落とし、堆積した苔、藻類、ごみ等は、監督員が指定する場所に集積する。

また、受注者は、水路底面に堆積した土砂を伏見下ダムまで集積後、十分に乾かしたのち、指定する場所へ搬出・処分を行う。堆積汚泥については、指定する場所へ搬出する。

8　地元関係者等調整

（1）コミュニケーション

受注者は、作業するに当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

（2）苦情対応

受注者は、地元関係者等から施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

（3）協議時の注意

受注者は、関係機関、地域住民等と施工上必要な協議を、自らの責任において行わなければならない。また、受注者は、協議に先立ち監督員に連絡するとともに、実際の協議にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

（4）協議内容明確化

受注者は、前項までの協議等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

9　道路使用に伴う所轄警察署等協議

受注者は、作業の都合により道路を規制する場合、所轄警察署等と事前に協議しなければならない。その結果、道路使用許可等が必要となる場合は速やかに取得し、許可証の写しを監督員に提出すること。

１０　交通誘導警備員

交通誘導警備員については、下表のとおりとする。所轄警察署等との協議の結果又は条件変更等に伴い、員数及び編成に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。ただし、工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は設計変更の対象としない。

配置場所	交通誘導警備員Ｂ	昼間・夜間・24 時間の別	交替要員の有無
上ダム	１人×４日＝４人	昼間	無
下ダム	１人×１日＝１人	昼間	無
合計	５人		

１１　浚渫数量

受注者は、浚渫数量を整理し、その結果を確認できる資料を作成して監督員へ提出するものとする。

１２　建設発生土

受注者は、本作業で発生する建設発生土を別紙１のとおり適正に処理しなければならない。

１３　産業廃棄物（汚泥）

受注者は、本作業で発生する産業廃棄物（汚泥）を発注者が別途契約する以下の処分先へ運搬するものとする。

（処分先）

京都府京都市伏見区深草神明講谷町 12 番地

株式会社　田端工業

設計運搬距離　Ｌ＝3.5㎞

（１）収集運搬業の許可

受注者は、産業廃棄物収集運搬業の許可（京都市長の許可で汚泥に関するものに限る。）を有し、監督員に許可証の写しを提出すること。

なお、本運搬作業を第三者に再委託してはならない。

（２）性状、荷姿、性状変化等

本作業で発生する汚泥の性状及び荷姿は、標準仕様ダンプトラックに山積みできず、その上を人が歩けないような流動性を呈するものである。また、時間の経過とともに土砂状になる。

（３）情報提供に関する事項に変更があった場合の伝達方法

発注者及び受注者の双方で、書面により変更内容を確認する。

（４）運搬、処分終了時の排出事業者への報告に関する事項

産業廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。

（５）契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項

受注者は、何らかの理由により契約を解除された場合でも、その廃棄物に対する本契約に

基づく責任を免れないことを承知し、その残っている廃棄物については発注者の指示する処分先へ運搬を行わなければならない。

１４　その他

（１）施設及び設備等の養生

受注者は、作業に先立ち、疏水路の施設及び疏水路沿線に設置されている水位計等の設備を事前に把握し、これらを損傷させないよう必要な養生を実施しなければならない。

（２）他工事との連携・調整

疏水路内において、当該作業以外の作業や工事がある場合は、相互に連絡・調整を図りながら、トラブルのないように努めなければならない。

工事数量総括表(本01)

工事名	土砂浚渫（疏水伏見地区）	事業区分 工事区分	水道工事 土砂浚渫（疏水伏見地区）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂浚渫（疏水伏見地区）		式		1		
浚渫清掃工		式		1		
塵芥清掃工	塩小路橋～いものや橋、伏見新放水路	式		1		
塵芥集積工	散在塵芥収集　L=2.0km	千m2		70.1		
浚渫清掃工	冷泉制水門～塩小路橋	式		1		
疏水路清掃工	底版部、側壁部、天井部（ｶﾙﾊﾞｰﾄのみ）	m		3,221		
浚渫清掃工	塩小路橋～伏見上ダム	式		1		
疏水路清掃工	底版部、側壁部	m		4,915		
土砂集積工	松風橋、伏見上ダム	m3		50		
土砂積込工		m3		50		
土砂運搬工	土砂(岩塊・玉石混り土含む)　L=4.0km	m3		50		

京都市

工事数量総括表(本01)

工事名	土砂浚渫（疏水伏見地区）	事業区分 工事区分	水道工事 土砂浚渫（疏水伏見地区）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂処分工		m3		50		
汚泥運搬工	汚泥　L=3.5km	m3		30		
浚渫清掃工	伏見下ダム～いものや橋	式		1		
疏水路清掃工	底版部、側壁部	m		580		
土砂集積工	伏見下ダム	m3		5		
土砂積込工		m3		5		
土砂運搬工	土砂(岩塊・玉石混り土含む)　L=4.0km	m3		5		
土砂処分工		m3		5		
汚泥運搬工	汚泥　L=3.5km	m3		5		
浚渫清掃工	伏見新放水路	式		1		
疏水路清掃工	底版部、側壁部	m		690		

京都市

工事数量総括表(本01)

工事名	土砂浚渫（疏水伏見地区）	事業区分 工事区分	水道工事 土砂浚渫（疏水伏見地区）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	交通誘導警備員:B	人日		5		
直接工事費		式		1		
共通仮設		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		

京都市

工事数量総括表(本01)

工事名	土砂浚渫（疏水伏見地区）	事業区分 工事区分	水道工事 土砂浚渫（疏水伏見地区）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
消費税額及び地方消費税額		式		1		
工事費計		式		1		

京都市

別紙 1

建設副産物の適正処理について

（1） 建設副産物の適正処理について

① 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により搬出する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」を遵守し、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。確認の詳細については、作業一般仕様書第 24 項「産業廃棄物 」を参照のこと。

＜産業廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備　　考

＜一般廃棄物＞

建設副産物	受入場所	備　　考

② 建設発生土が発生する場合の対応

受入施設が発行する書類、伝票などの写しを監督員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。(ただし、建設発生土を他工事へ流用する場合は除く。)

なお、建設発生土の搬出にあたり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期などにより搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

また、監督員の指示によらず受注者の提案により搬出先を変更する場合、受入単価を確認するため、搬出先の請求書等を提出することとし、処理にかかる費用が設計金額を下回る場合は、原則として設計変更（減額変更）の対象とする。

ただし、受注者が提案できる受入先は、京都市が許可する受入地または廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた施設とする。

また、受注者の提案により搬出先を変更する場合は、次の資料を監督職員に提出すること。

＜搬出前＞

（ア）建設発生土処理計画書（様式１）

（イ）受入地の（特別管理）産業廃棄物の処分に係る許可の写し

（※京都市が許可する受入地の場合は不要）

＜搬出後＞

（ウ）建設発生土処理報告書（様式２）

建設副産物	受入場所	備　　考
建設発生土	（指定地処分） （有）福田建材 京都府京都市伏見区久我石原町 3-29	設計運搬距離 Ｌ＝4.0㎞

様式１

令和　　年　　月　　日

住　所

受注者　　印

TEL

建設発生土処理計画書

工 事 名			
工事場所			
工事期間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日		
区　　分	建設発生土 予定数量	受入地の土地所有者の 住所及び氏名	運搬距離
建設発生土	m^3		
現場代理人	住　所 氏　名　　TEL		

建設発生土受入地(略図)

(注)　1 工事場所から受入地までの運搬経路図を添付すること。
2 受入地の土地所有者の承諾書を提出すること。
3 受入地の関係法令、条例等に係る許可又は届出の写しを提出すること。
4 受入地の搬出前、搬出中、搬出後の写真を提出すること。

様式2

令和　　年　　月　　日

住　所

受注者　　印

TEL

建設発生土処理報告書

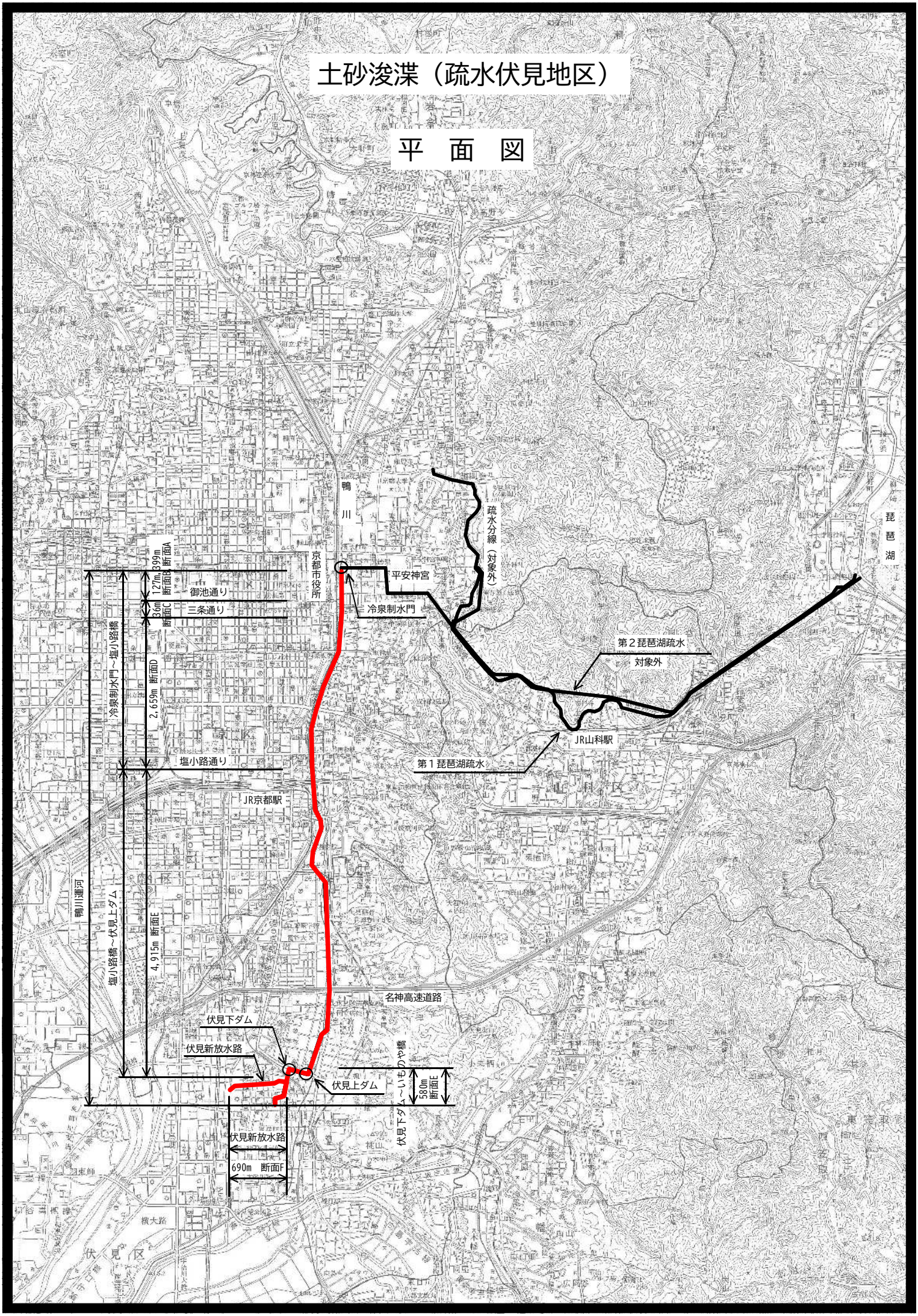
工 事 名			
工事場所			
工事期間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日		
区　　分	建設発生土 予定数量	受入地の土地所有者の 住所及び氏名	運搬距離
建設発生土	m^3		
現場代理人	住　所 氏　名　　TEL		

建設発生土受入地(略図)

(注)　1 建設発生土処理計画書から受入地に変更がない場合は、受入地の略図は省略可。
　　2 実績数量の根拠が分かる土量計算書を添付すること。

土砂浚渫（疏水伏見地区）

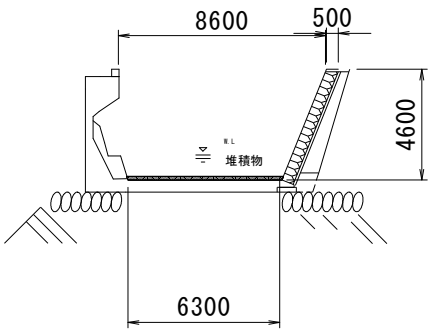
平　面　図



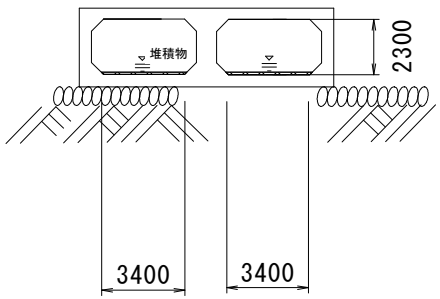
土砂浚渫（疏水伏見地区）

断　面　図

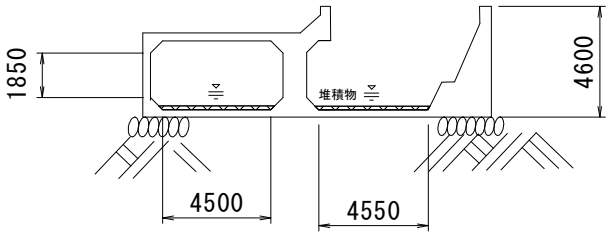
A



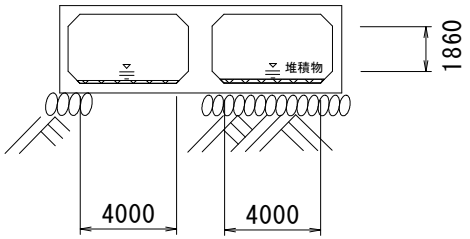
B



C



D



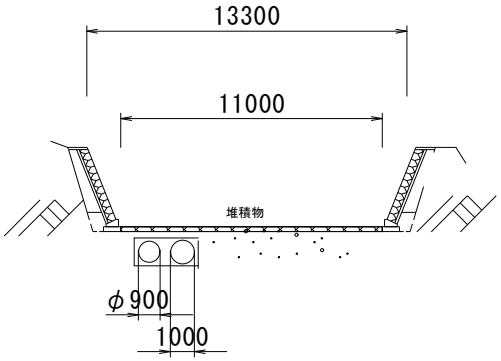
冷泉制水門～塩小路橋

1/300

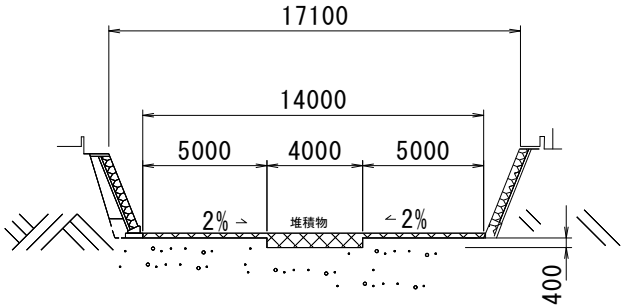
土砂浚渫（疏水伏見地区）

断　面　図

E



F



塩小路橋～新放水路　　1/300